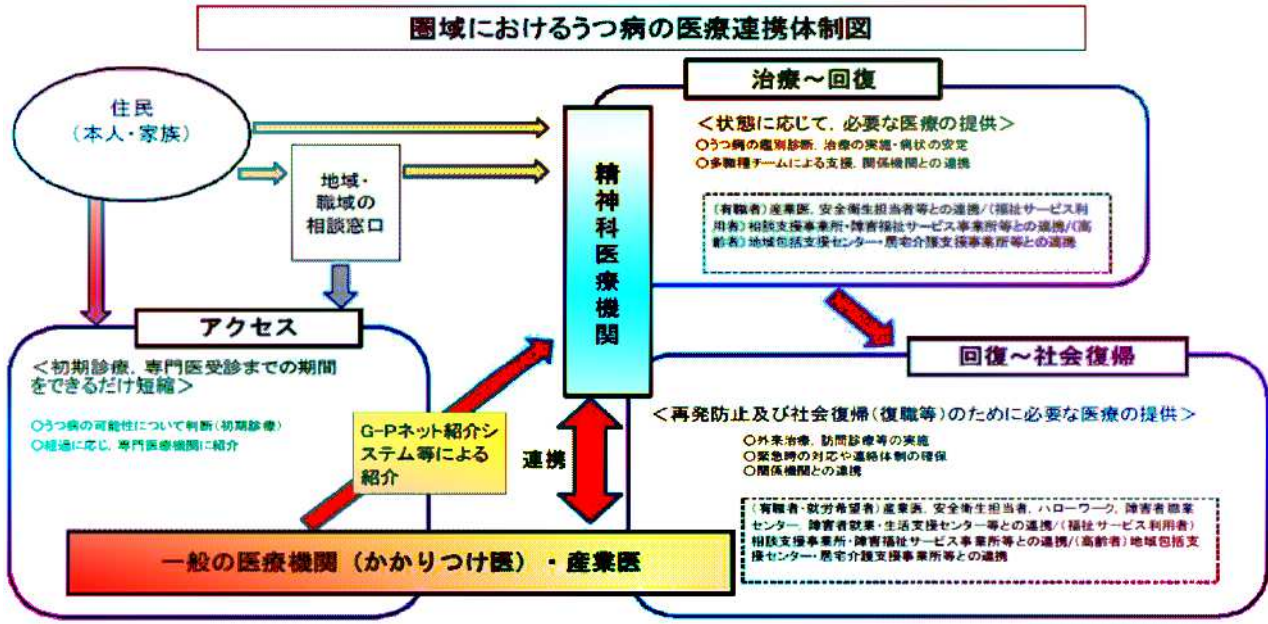


【図表資-5-116】出水保健医療圏 うつ病の医療連携体制図



【予防】 心の健康づくり、うつ病に関する知識の普及啓発 (行政・医療機関・関係団体等)

[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-117】出水保健医療圏 うつ病の医療機能基準

		【 予 防 】	【 ア ク セ ス 】	【 治療～回復 】 (入院・通院)	【 回復～社会復帰 】 (通院)
機能	機能	・うつ病の予防(メンタルヘルス)	・うつ病症状が出ている患者を専門医に紹介できる	・うつ等の状態に応じて、外来医療や入院医療を提供できる	・再発を予防して地域生活を維持できる ・社会復帰(復職等)に向けた支援、外来医療や訪問診療等を提供できる
	目標	・うつ病を予防する	・うつ病の可能性について判断できる ・専門医に受診できるまでの期間をできるだけ短縮する	・うつ病と双極性障害等のうつ状態を伴う他の疾患との鑑別診断ができる ・退院に向けて病状の安定を図るとともに退院支援を行う	・患者ができるだけ地域で生活が維持できる ・社会復帰(復職等)のための支援を提供できる ・精神科医療機関においては、急変時に対応、または適切に紹介できる
医療機能別関係機関に求められる事項	医療	①住民の精神的な健康の増進、うつ病に関する知識の普及啓発などの一次予防に協力している(相談対応ができる) ②かかりつけ医と精神科医師は連携がとれている(G-Pネット)	①うつ病の可能性について判断(初期診療)できる ②症状が軽快しない場合等に、専門医療機関となる精神科医師等に適切に紹介ができる(出水地区G-Pネット紹介システム)	①うつ病とうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断ができる ②重症度に応じて、薬物療法及び精神療法等を含む精神科医療を提供できる ③精神科医、心理担当職員、看護師等のチームによる支援体制がある	①患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療、訪問診療)を提供できる ②患者の状況に応じて適切な精神科医療(外来医療、訪問診療)を提供できる ③患者に応じた退院後の生活リズム獲得に向けた助言ができる ④精神科医療機関において緊急時の対応や連絡体制を確保している
	地域連携	①市町、保健所、県精神保健福祉センター、産業保健の関係機関と連携している	①市町、保健所、県精神保健福祉センター、産業保健の関係機関と連携できる ②高齢者については、必要に応じ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携できる ③かかりつけ医師(一般の医療機関)等を対象としたうつ病の診療治療に係る研修等にできるだけ参加している	①かかりつけの医師等を含む、地域の医療機関と連携している ②有職者の場合、職域の産業医、安全衛生担当者との連携により復職に必要な支援を行う ③高齢者の退院支援及び地域生活維持のために、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と連携し、必要な支援を行う ④障害福祉サービスが必要な場合、指定特定相談支援事業所と連携し、生活の場に必要な支援について、障害福祉サービス事業所へ助言できる	①有職者の場合、職域の産業医、安全衛生担当者との連携により就労継続に必要な支援を行う ②ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し就職・復職等に必要な支援を提供できる ③高齢者については、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所介護保険サービス事業所と連携し必要な支援を行う ④障害福祉サービスが必要な場合、指定特定相談支援事業所と連携し、生活の場に必要な支援について、障害福祉サービス事業所へ助言できる
連携が想定される		・市町 ・保健所 ・県精神保健福祉センター ・地域産業保健センター ・労働安全衛生センター	・救急医療機関 ・消防(救急) ・市町 ・保健所 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 ・県精神保健福祉センター ・地域産業保健センター ・薬局	・救急医療機関 ・消防(救急) ・市町 ・保健所 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 ・県精神保健福祉センター ・地域産業保健センター ・薬局	・県精神保健福祉センター ・市町 ・保健所 ・ハローワーク ・障害者就業・生活支援センター ・地域産業保健センター ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

[北薩地域振興局作成]